

# ○大府市週休 2 日工事実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取組の一つとして実施する週休 2 日工事に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（分離発注工事の場合において各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を含む。）
- (2) 工事完了日 完了届を提出する日

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大府市、大府市水道事業又は大府市下水道事業の発注する工事で、単価適用日が令和 8 年 1 0 月 1 日以降の全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が 5 日以内の工事をいう。）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 現場作業を行う日が発注者の指示により特定される工事

(週休 2 日工事の形式)

第 4 条 週休 2 日工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日） 第 5 条に規定する対象期間内において土曜日及び日曜日を基本の現場閉所日とすることをいう。1 週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。
- (2) 月単位の週休 2 日 第 5 条に規定する対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。また、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休 2 日 第 5 条に規定する対象期間内において、現場閉所率（現場閉所日

数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 週休2日の対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第6条 対象工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事であることを明示する。  
例「第○条 本工事は、大府市週休2日工事实施要領の対象工事とする。」
- (2) 発注者は、対象工事の工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、実施する週休2日工事の形式を記載するものとする。
- (4) 受注者は、工事完了日までに実施結果表（別記様式）を作成し、発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、協力しなければならない。

（工事成績評定）

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」の項目において、評価する。
- (2) 受注者の責により、週休2日工事に取り組むことが認められなかった場合は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」の項目において、2点減ずる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休２日制工事実施要領の規定により契約された工事は、改正後の大府市週休２日工事実施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休２日工事実施要領の規定により入札の公告がされた工事は、改正後の大府市週休２日工事実施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休２日工事実施要領の規定により入札の公告がされた工事は、改正後の大府市週休２日工事実施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

別記様式（第 6 条関係）

## 実施結果表

| 工事名                         | 当初契約<br>日 | 工期（最終変更）   |   |           | 工事完成<br>日 | 週休 2 日実績             |                   |                  |     |     | 備考<br>(週休 2 日その他の内<br>容、未達成の理由等) |
|-----------------------------|-----------|------------|---|-----------|-----------|----------------------|-------------------|------------------|-----|-----|----------------------------------|
|                             |           | 工期開始       | ～ | 工期末       |           | 完全週<br>休 2 日<br>(土日) | 月単位<br>の週休<br>2 日 | 通期の<br>週休 2<br>日 | その他 | 未達成 |                                  |
| 【記載例】<br>舗装道修繕工事(週休 2<br>日) | R8. 11. 1 | R8. 11. 15 | ～ | R9. 3. 11 | R9. 3. 1  |                      |                   |                  |     | ○   | ●●のため。                           |
|                             |           |            | ～ |           |           |                      |                   |                  |     |     |                                  |

- ・ 工事完成日までに作成のうえ提出してください。記載内容については、【記入例】を参照してください。
- ・ 達成した「週休 2 日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。
- ・ 本様式提出時には、週休 2 日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）の添付は不要です。